

平成26年度資金管理業務に関する事業報告書(案)
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定する資金管理人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成26年度資金管理業務に関する事業として本財団が実施した主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

新車販売された自動車については新車登録・検査時まで、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行った。

平成26年度は、新車登録・検査時預託530万台分549億円、引取時預託10万台分5億円(東日本大震災による番号不明被災自動車109万台分1百万円を含む。)のリサイクル料金が預託された。

(平成26年度預託実績台数については資料3-3も参照ください。)

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用した。

平成26年度の新規債券取得額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は1,005億円であり、平成26年度末における保有債券残高は8,946億円となった。

(平成26年度新規債券取得額については資料4-1も参照ください。)

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金の払渡しを行った。

平成26年度は、シュレッダーダスト330万台分203億円、エアバッグ類241万台分55億円、フロン類292万台分61億円、情報管理料金337万台分6億円、及び利息として合計33億円であった。

(平成26年度払渡実績台数については資料3-3も参照ください。)

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金を返還した。

平成26年度は、150万台分171億円、及び利息として15億円であった。
(平成26年度返還実績については資料3-3も参照ください。)

5. 特定再資源化預託金等の出えん等

資金管理法人は、経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特定再資源化預託金等の出えん等を行った。

(1) 離島対策等支援事業の実施に要する費用として、指定再資源化機関に対して1.5億円の出えんを行った。

指定再資源化機関は、離島対策支援事業として、87市町村に対し、23,380台分の海上輸送等に要する費用の8割について、出えんを行った。不法投棄等対策支援事業については、出えんを要請する地方公共団体がなかったため、実績はなかった。

(2) 東日本大震災による番号不明被災自動車の処理に要する費用(平成26年2月から平成26年11月発生分まで。)として、資金管理法人において2百万円を充てた。

(平成26年度離島対策等支援事業実績については資料5も参照ください。)

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の收受・管理・払渡し等を行うための必要なシステム(資金管理システム)全般について、性能状況を確認しながら万全な運営・管理の下で安定したサービスを提供した。

7. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況・自動車リサイクル料金の使われ方及び自動車リサイクルと自動車所有者・ユーザーとの関わり方等の理解を一層深めていただくため、消費者・関連団体等の意見も踏まえ、従来と同様にエコプロダクツへの出展、ホームページの改訂、チラシ・ポスターの作成、全国の自動車教習所で使用される自動車教習所学科教本に掲載等を行った。

8. 次期資金管理料金の検討

資金管理料金について、現状及び今後の資金管理料金収支を踏まえ、平成28年度以降の次期資金管理料金額についての検討を行った。

9. 東日本大震災による番号不明被災自動車対応

東日本大震災による番号不明被災自動車について、資金管理料金を原資として再資源化預託金等の預託業務を行った。

平成26年度においては、109台分1百万円の再資源化預託金等の預託業務を行った。

また、上記5. (2)のとおり、平成26年2月から平成26年11月発生分までの費用について、特定再資源化預託金等を充てた。

なお、東日本大震災による番号不明被災自動車の処理はほぼ終了し、専用の対応窓口は平成26年11月末に閉鎖したが、旧警戒区域等にて新たに発生した番号不明被災自動車については、引き続き資金管理料金を原資として再資源化預託金等の預託業務を行っている。

平成27年3月には、東日本大震災に対する本財団及び一般社団法人自動車再資源化協力機構の行った取組みについて最終報告書を作成し、本財団ホームページに掲載した。

(平成26年度番号不明被災自動車対応実績については資料3-3も参照ください。)

以上